

平成20年度

税制改正に関する要望書

平成19年9月

社団法人 情報サービス産業協会

平成 20 年度 税制改正に関する

情報サービス産業界の要望

我が国経済は、米国の低所得者向け住宅融資「サブプライムローン」の焦げつき問題に端を発した金融市場の混乱が実体経済に悪影響を及ぼすとの指摘が一部にあるものの、内外需要の増加や高水準の企業収益が続くとみられており、設備投資の伸びも堅調で情報システム関連の投資も増加しています。

しかし、我が国の中小企業は現在の景気拡大の恩恵を受けておりません。原油や素材の価格上昇、中国をはじめとする海外企業との取引の増大による受注機会の減少など、中小企業は依然として厳しい経営環境におかれており、IT投資、研究開発や人材育成もままならない状況にあります。

とはいえ、我が国が今後も持続的な経済成長を図るためには、地域経済の担い手である中小企業の生産性の向上や成長の底上げを図るための税制面の施策が不可欠です。

ところで、今日、ITは、人々の暮らしを支える社会インフラとして、あるいは企業の生産性向上や、新たなビジネスモデルによる革新的なサービスを創造する手段として、社会・経済の発展を支える極めて重要な役割を担っています。情報サービス産業は、産業・社会の情報インフラと価値創造を担う基幹産業であるとの自覚をもち、我が国経済を支えるエンパワーインダストリーとしての役割を果たして参ります。

つきましては、平成20年度税制改正において、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 中小企業投資促進税制及び情報基盤強化税制の拡充・延長

我が国企業のIT投資水準は米国に比べて低く、IT投資の形態も企業内の部分的な情報システムの導入に留まっており、IT資本の生産性も低いのが実態です。また、我が国の労働生産性は諸外国と比べて低く、特に中小企業は90年代以降低迷しています。

したがって、IT投資の促進による生産性向上が不可欠であるといえますが、中小企業では、ITシステムを自前で導入・維持・更新することは難しいのが現実です。

つきましては、情報基盤強化税制及び中小企業投資促進税制について以下の拡充・延長を要望致します。

情報基盤強化税制について、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア(ESB(Enterprise Service Bus)など)への投資を税制の対象に加えること

中小企業投資促進税制について、支援の対象となるソフトウェアを拡充すること

情報基盤強化税制について、中小企業の実産性向上に有効なインターネット経由で情報処理を行うサービス(SaaS (Software as a Service、ASP(Application Service Provider))を税制の対象に追加する拡充を行うこと

2. 研究開発促進税制等の拡充・延長

イノベーションの加速を通じ、我が国経済の成長力・競争力を強化するためには、中小企業を始めとした研究開発投資の促進が不可欠です。しかし、現行の研究開発促進税制等は、税額控除の上限が法人税額の20%とされているなど、企業の研究開発投資へのインセンティブが十分に働いていないのが実情です。

つきましては、次の3点を要望致します。

現行では法人税額の20%とされている税額控除限度額を引き上げること

試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長すること

繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間(現行1年)を延長する拡充を行

うこと

3. 人材投資促進税制の拡充・延長

人口減少を迎える我が国の競争力を強化し、最低賃金の上昇への影響に対応するためには、中小企業を始めとした人材投資を促進し、1人あたり生産性の向上を図ることが不可欠です。情報サービス産業におきましても、中国等のアジア諸国の低賃金で働く優秀な IT 技術者を擁する外国企業と競合する当業界中小企業の人材育成の重要性はいうまでもありません。

つきましては、人材投資促進税制について、以下の拡充・延長を要望致します。

中小企業は経営が厳しく、毎年継続して教育訓練費を増やすことが難しいことから、中小企業については、教育訓練費が増加しなくとも教育訓練費の総額に対して税額控除ができるようにすること

団塊の世代が大量に退職する 2007 年問題に対応するため、技能承継のための教育訓練費を税制の対象に追加すること

4. 確定拠出年金制度に関する税制措置の拡充

我が国の確定拠出年金の加入者は約 2 5 0 万人に達し*、私的年金制度として拡大しつつあります。しかし、1 9 7 0 年代に確定拠出年金制度を導入し、加入者が 4 千万人強に達した米国**と比較すると、まだ端緒についたばかりの制度といえ、公的年金給付の縮減が確実となるなかで、さらなる普及拡大を実現していくことが期待されます。情報サービス産業界においても、平成 2 4 年に廃止される税制適格退職年金制度に代わり、従業員の老後の所得確保に繋がる手段となること等の理由から注目度は高いものの、以下に掲げる課題を前にして、確定拠出年金の導入を躊躇する向きも多いのが実態です。

つきましては、「掛け金の拠出時・運用時は非課税、受給時に課税」という年金課税の原則をふまえて、次の諸点に係る税制措置を講じていただきたく、要望致します。

現在凍結中の特別法人税を廃止すること

加入者による掛金拠出も認めること(いわゆるマッチング拠出)

掛金の拠出限度額を再度引き上げること

中途脱退時の少額資産の引出し額を引き上げること

死亡・高度障害以外の事由による資産の引出しを認めること

* 厚生労働省年金局発表：企業型年金加入者数 約 2442 千人(平成 19 年 6 月末現在 - 速報値)

** 平成 18 年 8 月 17 日付 日本経済新聞夕刊 1 面

5 . 工事契約に関する会計基準に係る税制上の措置化

近時、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会において、工事契約に関する会計基準及び工事契約に関する会計基準の適用指針(以下、当該会計基準等)の公表に向けた取組みが進められています。当該会計基準等では、受注制作のソフトウェアもその適用範囲とされており、情報サービス産業界において重大な影響を与えるものとなっています。

一方、工事契約に関するソフトウェアの取扱いを定めた現行の法人税法基本通達 2-4-12 では、「工事の請負には、設計・管理又はソフトウェアの製作等の役務の提供のみの請負は含まれない」としており、当該会計基準等との取扱いが異なります。

つきましては、当該会計基準の制定に伴う受注ソフトウェアに係る法人課税(法人税法・消費税法関係)上の取扱いにおいては、当該会計基準等から乖離せず、かつ、実務上の負荷が増大することのないように適切な措置を講じることを要望すると共に、下記について特に要望致します。

工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至った場合等において、進捗見合までは工事損失引当金の計上を認めること

工事進行基準適用における対価の要件を当該会計基準等と一致させること

6 . 事前照会に対する文書回答手続の改善

情報サービス産業界では、情報技術の最新の成果をいち早く取り入れたサービスが続々と創出されているほか、近年はアジア諸国へのソフトウェア開発委

託取引も増加するなど、課税関係の高度化・複雑化が進む傾向にあります。

これに関して、国税庁では事務運営指針を定め、事前照会に対する文書回答を行うこととしていますが、対象となる取引が「実際に行われた又は確実行われる取引」等に限定されること、事前照会者名や照会内容が公表されること等から、制度の活用が進まない障害となっています。

つきましては、「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図っていただきたく、要望致します。

平成19年9月20日

社団法人 情報サービス産業協会

会 長 浜 口 友 一